

議案第 19 号

四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

四万十町長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）」に改める。

第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 5 条中「町長及び副町長」を「町長等」に改める。
別表に次のように加える。

教育長	577,000円
-----	----------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に在職する教育長が施行日以降も引き続き在職する場合は、その任期中に限り、なお従前の例による。